

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

事前登録制

西条税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の要件が①「帳簿」と②適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」(インボイス)等の保存に変わります。

令和5年10月1日からインボイスを交付できる「適格請求書発行事業者」となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続が必要です。

「制度について知りたい」という方は、説明会(無料)に是非ご参加ください。

インボイス制度説明会(導入編)

今まで消費税の申告をされたことがなく、消費税の基本的な仕組みから理解されたい方、インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方向けに説明します。

(令和4年9月21日現在)

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年10月 4日(火)、11日(火)、18日(火)	13:30~14:30 (60分)	各30名	西条税務署 3階 大会議室 (東広島市西条昭和町 16番8号)
令和4年11月 1日(火)、16日(水)、22日(火)			
令和4年12月 6日(火)、13日(火)、20日(火)			

インボイス制度説明会(基礎編)

インボイス制度の概要、売手・買手の留意点、登録申請手続等について説明します。

(令和4年9月21日現在)

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年10月 4日(火)、11日(火)、18日(火)	14:45~15:45 (60分)	各30名	西条税務署 3階 大会議室 (東広島市西条昭和町 16番8号)
令和4年11月 1日(火)、16日(水)、22日(火)			
令和4年12月 6日(火)、13日(火)、20日(火)			

- ※1 税務署の総合窓口又は電話により事前の登録をお願いします。
- ※2 定員に達した場合はご参加いただけません。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の状況等により、延期又は中止となる場合があります。延期等となる場合は、ご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。
- ※4 マスクの着用、手指消毒及び検温などのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先(事前登録先)

東広島市西条昭和町 16番8号
西条税務署 総務課
電話 082-422-2192(直通)

※ 事前登録のご連絡は、参加を希望される開催日の2日前までをお願いします。

説明会開催日程等の最新情報は、こちらをご覧ください(広島国税局ホームページ「税に関する情報」)。



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。

